

豊田市立学校施設開放要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市立学校施設開放条例（平成18年条例第81号。以下「条例」という。）及び豊田市立学校施設開放規則（平成18年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市立の小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の施設の利用（以下「学校開放利用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 学校開放利用における条例、規則及び第3条から第11条までを適用する活動対象は、以下のとおりとする。

(1) スポーツ活動

(2) 文化活動

(3) その他社会教育活動

2 前項に該当しない場合の利用における許可は、教育委員会の判断による。

3 利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを認めない。

(1) 特定の政党又は公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他政治的活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための利用、その他宗教的活動のための利用

(3) 営利を目的とする利用

(申請者)

第3条 規則第6条第1項に規定する学校開放利用の申請者は次のとおりとする。

(1) あらかじめ教育委員会に学校開放利用団体として登録（以下「登録」という。）した市民で構成する10人以上の団体の責任者（成人であり、民法に規定する能力者たる者）

(2) その他教育委員会が認めた者

(登録の範囲)

第4条 登録は次の範囲において行うこととする。

(1) 団体の責任者が在住する中学校区内の学校

(2) 職場等の活動で利用しようとする団体は、職場の所在する中学校区内の学校

(3) 屋外照明設備を利用しようとする団体は、屋外照明施設のある中学校区内の学校

(4) 公益に関する事業を行う団体は、スポーツ振興課

2 登録は原則として1校に限るものとする。ただし、教育委員会が必要であると認めた団体については、この限りでない。

(登録の手続)

第5条 登録しようとする団体は、前条第1項に規定する学校又はスポーツ振興課へ、豊田市学校開放登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく申請について許可することが適当と認めたときは、

豊田市学校開放登録証を申請者に交付するものとする。

- 3 登録は申請年度のみを有効とする。新たな年度において利用しようとする場合は、あらかじめ登録しなければならない。

(登録の取消)

第6条 教育委員会は、次のいずれかに該当する場合、登録を取消し又は登録の申請を許可しないことができる。

- (1) 条例第7条第1項に規定する使用料を納付しなかった場合。
- (2) 規則第9条第2項の規定に違反した場合。

- 2 前項の各号のいずれかに該当したことによる登録の取消し等により、団体に損害が生じた場合においても、教育委員会は、その責めを負わないものとする。

(利用の手続)

第7条 条例第2条に規定する開放施設を利用しようとするときは、登録した学校へ規則第6条に規定する学校開放許可申請書を利用日前月の同一日から利用日1週間前までの間に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の団体については年間及び4か月ごとに優先して利用申請ができるものとする。

- (1) 市
- (2) 地区コミュニティ会議
- (3) 自治区
- (4) 市高齢者クラブ連合会加盟団体
- (5) P T A
- (6) 地域スポーツクラブ
- (7) その他教育委員会が適当であると認めた団体

- 3 前項の規定による優先利用申請ができるものは、次のとおりとする。

- (1) 年間利用申請は大会、イベント、教室及びこれに類する行事
- (2) 4か月利用申請は前号以外の活動

- 4 開放施設の連続利用は2日以内を原則とする。開放校が別に規定したものがあつ場合は、これにも従わなければならない。

- 5 利用申請は、午前8時30分から午後4時30分までの間に行つものとし、学校の休日は行わない。

(使用料納付券)

第8条 規則第8条に規定する納付券は、交流館、特定非営利活動法人いさとスポーツクラブ、一般社団法人松平スポーツクラブ及びスポーツ振興課で取り扱う。

(使用料の免除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、開放施設使用料を免除する。ただし、屋外施設夜間照明設備使用料は免除しない。

- (1) 地区コミュニティ会議及び自治区が主催する場合。
- (2) 市高齢者クラブ連合会加盟団体が主催する場合。当該市高齢者クラブ連合会加盟団体

に係る団体員が参加する利用に限る。

- (3) 子ども会活動で利用する場合。ただし、当該子ども会に係る児童が参加する利用に限る。
- (4) ジュニアクラブ活動で利用する場合。ただし、当該ジュニアクラブに係る生徒が参加する利用に限る。
- (5) P T A活動で利用する場合。ただし、当該 P T Aに係る児童または生徒が参加する利用に限る。
- (6) 豊田市スポーツ少年団及び豊田市スポーツ協会加盟チーム、豊田市文化振興財団、地域スポーツクラブ並びにスポーツ推進委員協議会が主催する場合。ただし、中学生以下を対象にした活動に限る。

2 使用料の免除を受けようとする団体の責任者は、あらかじめ開放施設使用料一般免除申請書（様式第2号）または、開放施設使用料年間免除申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、学校施設開放利用免除申請書を受理した場合、すみやかに使用料免除の適否を決定し、責任者に通知するとともに、免除を適用する場合は、開放施設使用料一般免除証（様式第2号。以下「一般免除証」という。）または、開放施設使用料年間免除証（様式第3号。以下「年間免除証」という。）を責任者に交付する。

4 一般免除証または、年間免除証の交付を受けた団体の責任者は、免除を適用した学校開放利用を行おうとする場合には、学校開放利用時に管理員に一般免除証または、年間免除証を提示しなければならない。

（備品等の貸出）

第10条 利用に際し、備品等の貸出等は次のとおりとする。

- (1) 開放用備品及びこれに付随する必要器具は貸出すことができる。
- (2) 学校備品のうち、学校が許可するものは貸出すことができる。
- (3) 前2号に規定しないものは利用者が準備する。

（損害賠償）

第11条 教育委員会は、開放中に発生した利用者の責による災害等のいかなる責任も負わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（豊田市学校開放事業開設要綱の廃止）

2 豊田市学校開放事業開設要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。

3 豊田市学校開放事業開設要綱（藤岡地区）（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

4 豊田市学校開放事業開設要綱（小原地区）（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

5 豊田市学校開放事業開設要綱（足助地区）（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

6 豊田市学校開放事業開設要綱（下山地区）（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

- 7 豊田市学校開放事業開設要綱（旭地区）（平成17年4月1日施行）は、廃止する。
- 8 豊田市学校開放事業開設要綱（稲武地区）（平成17年4月1日施行）は、廃止する。
（施行期日）
- 9 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 10 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 11 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 12 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 13 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 14 この要綱は、平成31年2月1日から施行する。
（施行期日）
- 15 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
（施行期日）
- 16 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
（施行期日）
- 17 この要綱は、令和6年8月8日から施行する。

年度 豊田市学校開放登録申請書

○太枠の中のみ記入してください。

登録番号	学校名	チーム名 (団体名)
責任者 (成人であること)	氏名	E-mail アドレス
	住所 〒 - 豊田市	電話番号 () - 携帯電話番号 - -
	生年月日 (和暦でご記入ください) 年 月 日	年齢 (年 4 月 1 日時点) 歳
	勤務先 * 1	勤務先住所 * 2

- 登録できるのは、団体の責任者が在住する中学校区内の学校です。
- 利用団体は市民で構成する 10 人以上の団体です。
* 1、* 2については、職場等で利用する団体のみ記入してください。
- チーム、団体の構成員は裏面に記入するか、名簿を添付してください。
- 登録は、原則 1 校に限ります。不正な登録については、登録を抹消します。

豊田市学校開放登録証 (年 3 月 3 1 日まで有効)

登録番号	
チーム名 (団体名)	
学校名	
責任者	住所 〒 - 豊田市
	氏名
	勤務先



チームまたは団体の構成員

* 10 人以上の団体であること。

* 記入欄に記入するか、名簿を添付してください。

氏 名	電話番号	氏 名	電話番号

※急に施設が利用できなくなった場合等、連絡が取れるように 2 名以上の電話番号を記入してください。

氏 名	氏 名	氏 名	氏 名

- 1 利用申込み、ならびに利用の際は、必ず本証を持参してください。
- 2 体育館や武道場など屋内施設の利用及び屋外施設で夜間照明を利用する場合は、使用料が発生します。あらかじめ、開放施設・屋外施設夜間照明設備使用料納付券を購入してください。
- 3 学校施設開放における注意事項を必ず守ってください。
- 4 台風等により学校が休校になったときは学校施設開放を中止します。
- 5 雨天等、運動場の状態が悪い場合は利用を中止することがあります。判断に迷う場合は、あらかじめ学校へ確認し、指示に従ってください。
- 6 更新手続きは次年の 2 月中旬より受け付けます。

受付 No.

様式第 2 号

開放施設使用料 **一般** 免除申請書

豊田市教育委員会 様

※該当する□を○にする

申請日 年 月 日

団体名		<input type="checkbox"/> 地区コミュニティ会議 <input type="checkbox"/> 自治区 <input type="checkbox"/> 高齢者クラブ <input type="checkbox"/> 子ども会 <input type="checkbox"/> ジュニアクラブ <input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> 地域スポーツクラブ <input type="checkbox"/> スポーツ少年団加盟チーム他 ()			
責任者	氏名				
	住所	〒 - 豊田市			
	電話				
利用学校名		豊田市立 学校			
利用場所		<input type="checkbox"/> 体育館 ・ <input type="checkbox"/> 武道館 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()			
利用目的 (種目)					
利用日 利用時間	1	月 日 ()	3	月 日 ()	時 分 ~ 時 分
		時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分	
	2	月 日 ()	4	月 日 ()	時 分 ~ 時 分
		時 分 ~ 時 分		時 分 ~ 時 分	
参加者		小学生 人、中学生 人、一般 (高校生以上) 人			

※太枠内を全て記入。利用日欄が不足する場合は、日程のわかる資料の添付をお願いします。

※スポーツ少年団加盟チームの申請は、豊田市スポーツ協会事務室(スカイホール豊田)に、それ以外の団体はスポーツ振興課に利用日の2週間前までに提出してください。

開放施設使用料 **一般** 免除証

(以下、教育委員会記入)

<該当理由> 本来有料である使用料が免除となることを証するものです。利用時に必ず管理員にご提示ください。学校開放の利用ルールを守り、条例、規則・要綱 (学校配布) を守って適正な利用をお願いします。	
(承認日) 年 月 日	(承認番号) 豊 発 第 号

豊田市教育委員会



開放施設使用料 **年間** 免除申請書

豊田市教育委員会 様

※該当する□を○する

申請日 年 月 日

団体名		<input type="checkbox"/> 地区コミュニティ会議 <input type="checkbox"/> 自治区 <input type="checkbox"/> 高齢者クラブ <input type="checkbox"/> 子ども会 <input type="checkbox"/> ジュニアクラブ <input type="checkbox"/> PTA <input type="checkbox"/> 地域スポーツクラブ <input type="checkbox"/> スポーツ少年団加盟チーム他 ()		
責 任 者	氏名			
	住所	〒 - 豊田市		
	電話			
利用学校名		豊田市立 学校		
利用期間		年 月 日 () から 年 月 日 () まで		
利用目的 (種目)	利用日時	利用場所	参加者	
	曜日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 武道館 <input type="checkbox"/> その他 ()	小学生 人 中学生 人 一般(高校生以上) 人	
	曜日 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 武道館 <input type="checkbox"/> その他 ()	小学生 人 中学生 人 一般(高校生以上) 人	

※太枠内を全て記入。利用日欄が不足する場合は、日程のわかる資料の添付をお願いします。
 ※スポーツ少年団加盟チームの申請は、豊田市スポーツ協会事務室(スカイホール豊田)に、それ以外の団体はスポーツ振興課に利用日の2週間前までに提出してください。

開放施設使用料 **年間** 免除証 (以下、教育委員会記入)

<該当理由> 本来有料である使用料が免除となることを証するものです。利用時に必ず管理員にご提示ください。 学校開放の利用ルールを守り、条例、規則・要綱(学校配布)を守って適正な利用をお願いします。	
(承認日) 年 月 日	(承認番号) 豊 発 第 号

豊田市教育委員会

